

令和 7 年度

(令和 7 年 4 月 1 日～設置分)

函館市自動販売機設置者募集要領

受付期間 令和 6 年 9 月 2 日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで

お申し込みの際には必ずこの要領をお読みください。

函 館 市

目 次

申込みから設置までの流れ	－ 1
函館市自動販売機設置者募集要領	－ 2
1 募集する物件	－ 2
2 参加資格要件	－ 2
3 申込手続	－ 4
4 設置候補者の選定	－ 5
5 設置場所の貸付の手続き	－ 6
6 設置候補者選定の取消し	－ 6
7 その他	－ 6
8 募集に関する問い合わせ	－ 7
提出する書類のチェック表	－ 8
見積書（様式 1）	－ 9
提案書（様式 2）	－ 10
誓約書（様式 3）	－ 11 ～ 12
取下書（様式 4）	－ 13
市有財産貸付申請書（様式 5）	－ 14
市有財産貸付契約書（案）（様式 6）	－ 15 ～ 20
仕様書	－ 21 ～ 23
売上実績報告書	－ 24
物件調書・位置図・写真	－ 別添

<<申込みから設置までの流れ>>

【① 募集要領の内容把握】

この募集要領を最後までよく読み、お申込みに備えてください。



【② 物件の現地確認】

申込書類の提出前に、必ず設置場所を確認してください。



【③ 申込書類の準備・提出】

見積書、誓約書および添付書類を令和6年9月30日(月)までに財務部管理課(本庁舎5階 担当:中村, 北野)に持参または郵送(申込期限必着)してください。

なお、受付時間は、平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時までの間を除く)までとなります。



【④ 設置候補者*の選定】※「設置候補者」は、貸付契約後に「設置者」となります。

財務部管理課において見積書等を審査し、設置候補者(市が設置候補者として選定した者で、貸付契約締結前のものをいう。以下同じ。)を選定します。選定結果については、速やかに応募者へ通知するとともに、函館市のホームページに決定した価格および選定した設置候補者名を掲載します。



【⑤ 設置場所の貸付の手続き】

設置候補者を選定後、各物件を管理する施設所管課と設置候補者において、貸付契約を締結しますので、市有財産貸付申請書および添付書類を令和7年2月28日(金)までに施設所管課へ提出してください。



【⑥ 施設所管課との打合せ】

自動販売機を設置する施設の施設管理者と、自動販売機の設置方法・日時・管理方法等について事前に内容を取り決め、令和7年4月1日(火)に設置してください。

函館市自動販売機設置者募集要領

函館市では、自動販売機設置者（以下「設置者」という。）を募集しますので、参加される方はこの募集要領をよく読み、次の各事項をご確認のうえ、お申し込みください。

1 募集する物件

（１）物件一覧

別紙「募集物件一覧表」のとおり

（２）募集方法

別紙「募集物件一覧表」の物件番号ごとに募集します。

（３）貸付期間

令和７年４月１日から令和１０年３月３１日の３年間とします。

なお、貸付期間終了後の更新は行わないこととします。

（４）貸付料

見積価格を月額とします。

ただし、建物に設置する場合は、見積価格に消費税および地方消費税に相当する額を加算して得た金額（１円未満切り捨て）を月額とします。

（５）その他

募集物件の詳細については、仕様書および物件調書のとおりとなります。

2 参加資格要件

設置者の募集に参加することができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者としてします。

（１）契約を締結する能力を有しない者でないこと

（２）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第３２条第１項各号に掲げる者でないこと

(4) 令和4年9月2日から令和6年9月1日までにおいて、次のアからオまでに掲げるすべての要件を満たす者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者でないこと

イ 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者でないこと

ウ 設置候補者が契約を締結することまたは設置者が契約を履行することを妨げた者でないこと

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者でないこと

オ 正当な理由なく、設置候補者の選定を辞退し、もしくは取り消された者または契約を履行しなかった者でないこと

(5) (4) アからオまでのいずれかに該当する者を契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者でないこと

(6) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること

① 函館市暴力団等排除措置要綱第7条に規定する入札参加除外者等

② 函館市企業局暴力団等排除措置要綱第7条に規定する入札参加除外者等

③ 函館市病院局暴力団等排除措置要綱第7条に規定する入札参加除外者等

(7) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと

※ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等

(8) 函館市の市税を滞納していないこと

(9) 函館市内において、法人にあつては本店、支店または営業所等のサービス拠点を有し、個人にあつては事業を営んでいること

- (10) 令和4年9月2日から令和6年9月1日までの間に国，北海道，函館市または他の地方公共団体等の庁舎，施設等に自動販売機を設置した実績があること

3 申込手続

(1) 受付期間

令和6年9月2日（月）から令和6年9月30日（月）までの期間とし，平日の午前9時から午後5時までとします。ただし，正午から午後1時までの間を除きます。

なお，郵送の場合は，申込期限必着とします。

(2) 提出方法

持参または郵送により提出してください。

郵送の場合は，特定記録郵便等の引受記録が残るものとし，「自動販売機設置者応募申込書在中」と表記の上，連絡先および担当者名を明記し，封筒に入れ密封してください。

(3) 提出先

〒040-8666 函館市東雲町4番13号
函館市財務部管理課（本庁舎5階）

(4) 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	見積書（様式1）	○	○
②	提案書（様式2）	○	○
③	誓約書（様式3） 裏面あり（応募物件に○を記入）	○	○
④	設置する自動販売機の仕様書	○	○
⑤	過去2か年の間に国，北海道，函館市または他の地方公共団体等の庁舎，施設等に自動販売機を設置した実績を証する書類	○	○
⑥	登記事項全部証明書（履歴または現在事項のいずれか）（原本）	○	
⑦	住民票（原本）		○
⑧	印鑑（登録）証明書（原本）	○	○
⑨	納税証明書（ <u>函館市の市税</u> を滞納していないこと）（原本）	○	○

⑩	身分証明書（破産者でないことの証明書）（原本）		○
⑪	法人の支店等が申し込みをする場合、契約締結権限を持つ本店等から権限を委任されていることがわかる書類	○	

※⑥，⑦，⑧，⑨および⑩は，発行日から３か月以内のものとし，写しの提出は不可です。

※複数の物件に申し込む場合，②，③，⑤，⑥，⑦，⑧，⑨，⑩および⑪は１通で構いません。

（５）提出上の注意

法人が申し込みする場合，契約締結権限のある本店または契約の権限を委任されている支店・営業所等が提出書類に記名・押印してください。

なお，支店等が記名・押印する場合，本店から権限を委任されていることを証明できる書類を添付してください。

４ 設置候補者の選定

（１）設置候補者の選定にあたっては，内容点および価格点の合計点数（以下，「総得点」という。）の最も高い者とする。

$$\text{総得点} = \text{内容点} + \text{価格点}$$

- ① 内容点：本市との防災に関する協定の有無や市の事業等への参加および協賛について評価する。
- ② 価格点：物件ごとに見積価格をもとに算定する。

区分	評価項目	評価の視点		配点
内容点	社会貢献度	本市との防災に関する協定の有無 (令和6年9月1日時点)		15
		市の事業等への参加・協賛等 (前々年度以降のもの) ※1	11回以上	15
			6～10回	10
			1～5回	5
	内容点 計 (最高点)			30
価格点	見積価格	見積価格に基づき算定		70
総得点				100

※1 令和4年4月1日から令和6年9月1日までの間に，同一事業に参加・協賛等を行っている場合は，年度毎に評価し，配点します。

- (2) 総得点の最も高い者が2者以上の場合は、内容点の高い者を設置候補者とします。また、総得点の最も高い2者以上の者の内容点が同点の場合は、当該応募者立会のもと、抽選により選定します。

なお、当該応募者が立会に来ていない場合、当該事務に関係のない職員が当該応募者に代わってくじを引きます。

- (3) 設置候補者を選定したときは、応募者に通知するとともに、函館市のホームページに設置候補者名および評価結果（価格を含む。）を掲載します。

5 設置場所の貸付の手続き

設置候補者に選定された者は、函館市と市有財産の貸付契約を締結していただきますので、令和7年2月28日（金）までに市有財産貸付申請書（様式5）および添付書類を**施設所管課（物件調書に記載）**へ提出してください。

6 設置候補者選定の取消し

設置候補者の選定後、次の各号いずれかに該当する場合は、当該選定を取り消し、次順位の者を繰り上げて、選定します。

- (1) 令和7年2月28日までに市有財産貸付申請書（様式5）および添付書類が提出されない場合（やむを得ない理由がある場合を除く。）
- (2) 「2 参加資格要件」に反することが明らかになった場合。
- (3) 令和6年9月2日から令和7年3月31日までの間に2（4）ア～オまでの要件を満たさなくなった者

7 その他

- (1) 申込みのために提出された書類等に記載された情報は、この募集事務にのみ使用します。
- (2) 設置候補者の選定において、「2 参加資格要件」に規定する資格を有しない方の申込書およびこの要領に定める募集に関する条件に違反した見積書の提出は、無効とします。
- (3) 申込みを取下げの場合には、「3 申込手続」に規定する申込期間内に取下書（様式4）を提出してください。

- (4) 公募により設置者が決定しなかった場合は、施設所管課の判断で行政財産の目的外使用許可により、自動販売機を設置することがあります。
- (5) 貸付契約書(様式6)は、15ページから20ページまでのとおりです。

8 問い合わせ

(1) 募集に関する問い合わせ

函館市財務部管理課 担当：中村，北野

T E L：0138-21-3506

F A X：0138-21-3510

e-mail：kanzai@city.hakodate.hokkaido.jp

(2) 各物件に関する問い合わせ

物件調書および募集物件一覧表に記載の施設所管課の担当者へお問い合わせください。

<<提出する書類のチェック表>>

✓申込時(提出先:財務部管理課)

- ☐ 見積書(様式1)
- ☐ 提案書(様式2)
- ☐ 誓約書(様式3) 裏面あり(応募物件に○を記入)
- ☐ 設置する自動販売機の仕様書(仕様・寸法・消費電力等がわかるもの)
- ☐ 過去2年間(令和4年9月2日から令和6年9月1日まで)
に国, 北海道, 函館市または他の地方公共団体等の庁舎, 施設
等に自動販売機を設置した実績を証する書類

[法人の場合]

- ☐ 登記事項全部事項証明書(履歴または現在事項のいずれか)(原本)
- ☐ 印鑑証明書(原本)
- ☐ 納税証明書(函館市の市税を滞納していないこと)(原本)
- ☐ 支店等が申し込みをする場合, 契約締結権限を持つ本店等か
ら権限を委任されていることがわかる書類

[個人の場合]

- ☐ 住民票(原本)
- ☐ 印鑑登録証明書(原本)
- ☐ 納税証明書(函館市の市税を滞納していないこと)(原本)
- ☐ 身分証明書(破産者でないことの証明書)(原本)

✓選定後(提出先:施設所管課)

- ☐ 市有財産貸付申請書(様式5)

[法人の場合](写し可)

- ☐ 登記事項全部事項証明書(履歴または現在事項のいずれか)
- ☐ 印鑑証明書

[個人の場合](写し可)

- ☐ 住民票
- ☐ 印鑑登録証明書

※ 連帯保証人も住民票等の添付書類が必要になります。

【様式1】

見 積 書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

住 所 (法人にあっては、事務所または、営業所等のサービス拠点の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名称および代表者の氏名)

電話番号

自動販売機設置者の募集について、募集要領に定める条件等に従い、下記のとおり見積書を提出いたします。

記

1 見積内容

物件 番号	施設名	見積価格 (円)						
—								

[見積価格内訳] ※見積価格の内訳を記入してください。

No.	内訳 (円)						
— 1							
— 2							
— 3							
— 4							

※ 注意事項

- 1 見積価格は、消費税および地方消費税に相当する額を加算しない額とし、物件ごとの予定価格以上の金額を記入してください。
- 2 見積価格は、月額使用料とし、円単位にて記入してください。
- 3 見積価格は、アラビア数字で記入し、数字の頭に「¥」を記入してください。

提 案 書

函 館 市 長 様

氏 名 (法人にあっては、その名称および代表者の氏名)

1 本市との防災に関する協定の有無について

- ☐ 本市と防災に関する協定を結んでいる。
- ☐ 本市と防災に関する協定を結んでいない。

2 市の事業等への参加・協賛について（前々年度以降のもの）

○参加・協賛した事業およびその内容

- 10 -

【様式3】

誓 約 書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

住 所 （法人にあつては、事務所または、営業所等のサービス拠点の所在地）

氏 名 （法人にあつては、その名称および代表者の氏名）

印

電話番号

私は、函館市が実施する自動販売機設置者の募集の申込みに当たり、下記事項を誓約します。

記

- 1 見積書の提出に際し、函館市自動販売機設置者募集要領について十分理解し、承知の上で申込みをし、裏面申込欄に示した物件に参加します。
- 2 函館市自動販売機設置者募集要領の「2 参加資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置候補者の選定に関して、函館市のホームページに、決定価格および設置候補者名を掲載することに同意します。

※裏面も記入願います。

○物件一覧

物件番号	施設名（設置場所）	販売品目	台数	申込
企－１	国際水産・海洋総合研究センター（１階共用ラウンジ）	飲料	１台	
総－１	本庁舎（地下１階売店前）	飲料	２台	
総－２	本庁舎（１階サービスコーナー）	飲料	１台	
競－１	市営函館競輪場（１階関係者通路）	飲料	１台	
競－２	市営函館競輪場（メインスタンド１階）	飲料	１台	
競－３	市営函館競輪場（メインスタンド２階南側）	飲料	１台	
競－４	市営函館競輪場（メインスタンド２階北側）	飲料	１台	
市－１	湯川支所（１階風除室）	飲料	１台	
市－２	亀田支所（１階ロビー）	飲料	１台	
保－１	谷地頭老人福祉センター（１階ホール）	飲料	１台	
経－１	はこだてみらい館（コミュニティスペース）	飲料	１台	
経－２	はこだてキッズプラザ（休憩スペース）	食料品	１台	
経－３	はこだてキッズプラザ（休憩スペース）	飲料	１台	
経－４	はこだてキッズプラザ（休憩スペース）	飲料	１台	
土－１	函館市熱帯植物園（温室内廊下）	飲料	１台	
都－１	湯川団地共同浴場（入り口の左横）	飲料	１台	
戸－１	戸井支所（１階職員玄関風除室）	飲料	１台	
教－１	函館アリーナ（１階メインアリーナカフェラウンジ側）	食料品	１台	
教－２	函館アリーナ（１階メインアリーナカフェラウンジ側）	飲料	１台	
教－３	函館アリーナ（１階メインアリーナカフェラウンジ側）	飲料・食料品	１台	
教－４	函館アリーナ（１階メインアリーナカフェラウンジ側）	飲料・食料品	１台	
教－５	函館アリーナ（北側駐車場寄り）	飲料	２台	
教－６	函館市民会館（１階ロビー）	飲料	１台	
教－７	函館市民会館（２階ロビー）	飲料	１台	
教－８	函館市戸井西部総合センター（１階エントランスホール）	飲料	１台	
教－９	縄文文化交流センター（１階テラス）	飲料	１台	
教－１０	史跡大船遺跡（管理棟）	飲料	１台	
教－１１	史跡垣ノ島遺跡（管理棟）	飲料	１台	

※ 応募を希望する物件の申込欄に○を記入してください。

取 下 書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

住 所 (法人にあつては、事務所または、営業所等のサービス拠点の所在地)

氏 名 (法人にあつては、その名称および代表者の氏名) 印

電話番号

下記のとおり見積書を提出いたしましたが、取下げいたします。

記

1 見積内容

物件 番号	施設名	見積価格 (円)						
—								

[見積価格内訳]※見積価格の内訳を記入してください。

No.	内訳 (円)						
— 1							
— 2							
— 3							
— 4							

※ 注意事項

- 1 見積価格は、消費税および地方消費税に相当する額を加算しない額とし、物件ごとの予定価格以上の金額を記入してください。
- 2 見積価格は、月額使用料とし、円単位にて記入してください。
- 3 見積価格は、アラビア数字で記入し、数字の頭に「¥」を記入してください。

市有財産貸付申請書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

住 所 (法人にあっては、事務所の所在地)
 氏 名 (法人にあっては、その名称および
 代表者の氏名)
 (担当者氏名・電話)

下記のとおり、市有財産の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 貸付を受ける建物・土地の表示

所在地 (施設名・設置場所)	延床面積 (台数)	備考 (物件番号)
()	m^2 (台)	()

※屋外に設置する場合は以下となります。

所在地番 (施設名)	地目	地積 (台数)	備考 (物件番号)
()		m^2 (台)	()

2 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

3 用途

自動販売機の設置

4 貸付料

公募により決定した額

5 連帯保証人

住所

氏名

電話番号

※ 申請者および連帯保証人の添付書類

- (1) 個人の場合は、住民票の写しおよび印鑑登録証明書を添付すること。
- (2) 法人の場合は、登記事項全部証明書(履歴または現在事項のいずれか)および印鑑証明書を添付すること。
- (3) ただし、添付書類は、申請時点で3か月以内に、所定の機関で発行されたものに限りします。

市有財産貸付契約書

貸付人函館市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、第1条に規定する市有財産（以下「貸付物件」という。）の賃貸借について次の条項により、契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地 (施設名・設置場所)	延床面積 (台数)	備考 (物件番号)
()	m ² (台)	()

※屋外に設置する場合は以下となります。

所在地番 (施設名)	地目	地積 (台数)	備考 (物件番号)
()		m ² (台)	()

（使用の目的）

第2条 乙は、貸付物件を自動販売機設置の用途として使用するものとし、この用途（以下「指定用途」という。）以外の目的に使用してはならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（指定用途に供すべき期日）

第3条 乙は、貸付物件を令和7年（2025年）4月1日（以下「指定期日」という。）に指定用途に供さなければならない。

2 乙は、やむを得ない理由により指定期日の変更を必要とする場合は、事前

にその理由等を書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(指定用途に供すべき期間)

第4条 乙は、貸付物件を指定期日（甲が前条第2項の規定により指定期日の変更を承認したときは、その期日）から次条に規定する貸付期間の満了の日まで、引き続き指定用途に供しなければならない。

(貸付期間)

第5条 貸付期間は、令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までとし、期間満了時において本契約の更新は行わないものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、免除する。

(貸付料等の額)

第7条 貸付料は、月額 円（うち消費税および地方消費税相当額 円）とする。なお、第5条に規定する貸付期間の中途において、消費税および地方消費税の税率が改正された場合は、貸付料に含まれる消費税および地方消費税相当額は改正後の税率により計算するものとする。

(電気料等の負担)

第8条 乙は、貸付物件に附帯する電気等の諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。

2 乙は、甲の指示するところにより、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る子メーターを設置しなければならない。

(貸付料等の納入)

第9条 乙は、第5条に規定する貸付期間の年度ごとに、甲の発行する納入通知書により貸付料を納入しなければならない。

2 甲は乙に対し、電気料等の納入金額および納入期限を別途通知するものとする。

(貸付料の改定)

第10条 甲は、特に必要があると認めたときは、第7条の規定にかかわらず、貸付料を改定することができる。

(延滞違約金)

第11条 甲は、乙が貸付料および電気料等を甲の発行する納入通知書の納入期限までに納入しなかったときは、納入期限の翌日から貸付料等を納入した日までの期間に応じ、当該未納額に年14.6パーセントの割合を乗じて得た額を延滞違約金として徴収することができる。

(担保責任等)

第12条 乙は、本契約の締結後、貸付物件について、種類、品質または数量の

不足に関し、契約の内容に適合しないものであっても、既往の貸付料の減免または損害賠償等の請求をすることができない。ただし、甲が知りながら乙に説明しなかった場合にはこの限りではない。

(連帯保証人)

第13条 連帯保証人は、乙が本契約により甲に対して負担する一切の債務につき、乙と連帯して極度額金 円（消費税および地方消費税相当額を含む貸付料36月分）の範囲で履行の責を負うものとする。

2 乙は、連帯保証人が民法（明治29年法律第89号）第450条第1項および函館市財産条例施行規則（昭和39年規則5号）第13条第1項に定める資格を欠いたときは、遅滞なく新たに連帯保証人を立てて、連帯保証人変更届を提出し、甲の承認を受けなければならない。この場合、甲、乙および新たな連帯保証人は、連帯保証に係る条項につきあらためて契約を締結しなければならない。

3 甲は、連帯保証人より請求があったときは、連帯保証人に対し、貸付料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙のすべての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(使用上の制限等)

第14条 乙は、貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、事前に変更する理由および変更後の使用目的等を書面により甲に申請し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

3 貸付物件を使用したことにより発生した紛争等については、乙の責任と負担において解決しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 乙は、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、または貸付物件を他に転貸してはならない。ただし、事前にその理由等を書面により甲に申請し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(滅失または損傷の届出)

第16条 乙は、貸付物件が滅失または損傷したときは、直ちに甲にその状況を届け出なければならない。

(物件保全義務等)

第17条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、その責に帰すべき事由により貸付物件を滅失または損傷したときは、直ちにこれを現状に回復しなければならない。

3 前項に基づく修繕等は、甲または甲の指定する者において行うものとする。

ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

4 前項の維持保全に要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(商品等の盗難またはき損)

第18条 甲は、乙が設置した自動販売機、当該自動販売機で販売する商品、当該自動販売機内の売上金および釣り銭の盗難またはき損について、一切その責を負わないものとする。

(住所等の変更の届出)

第19条 乙および連帯保証人は、その名称、定款、事務所の所在地または代表者（個人にあっては、その住所または氏名）の変更等を行ったときは、直ちにその旨を甲に届け出なければならない。

(不当介入等に対する届出義務)

第20条 乙は、本契約の履行に当たり暴力団等（函館市暴力団等排除措置要綱（以下「措置要綱」という。）第1条にいう暴力団等をいう。）から不当介入等（措置要綱第13条第1項にいう不当介入等をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、暴力団等から不当介入等による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(実地調査等)

第21条 甲は、貸付物件の維持保全のため必要があると認めたときは、貸付物件について随時に実地調査をし、または参考となるべき資料の報告を求め、貸付物件の維持保全に関し、乙に指示することができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその調査を拒み、もしくは妨げ、または報告を怠ってはならない。

(契約の解除等)

第22条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

(1) 甲において貸付物件を公用または公共用に供するため必要となったとき。

(2) 乙が指定期日を経過してもなおこれを指定用途に供せず、またはこれを指定用途に供した後、指定期間内にその用途を廃止したとき。

(3) 乙が貸付料を滞納したとき。

(4) 乙が措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

(5) 乙から契約解除の申し出があったとき。

(6) その他、乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

2 前項第2号から第6号までの規定により本契約を解除した場合において、乙が損失を受けることがあっても、甲はその損失を補償しない。

3 第1項第5号の申し出については、原則として解除しようとする日の3か月前までに書面にて行わなければならない。

(貸付物件の返還)

第23条 乙は、第5条に規定する貸付期間が満了したとき、または前条の規定により本契約を解除したときは、直ちに乙の責任と負担により貸付物件を原状に回復して、甲の指定する日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙が、前項の規定による原状回復を甲の指定する日までに履行しないときは、甲が代わってこれを行い、その費用は乙が負担しなければならない。

(損害賠償)

第24条 乙はその責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第25条 乙は、第5条に規定する貸付期間が満了したとき、または第22条の規定により本契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費、補修費等の有益費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用の負担)

第26条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第27条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

3 本契約に関し疑義があるとき、または本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第28条 本契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書 3 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 函館市東雲町4番13号

函館市長 大 泉 潤 印

乙 住所

氏名



連帯保証人 住所

氏名



仕 様 書

1 自動販売機（以下、「自販機」という。）の規格および条件

（１）大きさおよびデザイン

① 大きさ

自販機を設置する面積は物件調書の設置床面積の範囲内とする。複数台並べて設置する場合は、設置床面積の範囲内で設置できるよう、それぞれの大きさを調整して設置すること。

なお、物件調書の設置床面積には、土台、電源接続部分および放熱スペースの設置面積を含んでいないので留意すること。

② デザイン

デザインについては、物件調書により指定がある場合を除き、設置場所の周辺環境に配慮したものとする。

（２）販売品目の種類および形態

販売品目は、物件調書により指定がある場合を除き、以下のとおりとする。

① 飲料

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶またはペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

② 食料品

冷凍食品、軽食、菓子、菓子パン、アイス、ガム、カップ麺等の包装された食品とし、利用者の嗜好に幅広く対応できるよう可能な限り豊富な品揃えとすること。

③ たばこ

種類および形態については、物件調書を参照すること。

④ 酒

種類および形態については、物件調書を参照すること。

なお、最終的な販売品目については、設置者決定後、設置者と施設所管課で調整のうえ決定すること。

（３）販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

（４）その他

各物件の詳細については、物件調書を参照し、施設所管課の担当者へ確認すること。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機据付基準」(JIS規格)および「自動販売機据付規準」(自販機耐震化技術研究会作成)を遵守した措置を、講じるものとする。

② 防犯

硬貨選別装置および紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造硬貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内装置であっても「自販機堅牢化技術基準」(日本自動販売システム機械工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

自販機付近に回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

なお、回収ボックスの設置個数、設置場所および回収頻度等については、施設所管課へ確認すること。

(3) 自販機の管理運営

① 設置者において、商品の補充および変更、賞味期限の確認、売上金の回収および釣り銭の補充ならびに自販機内部・外部および設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等入口周辺の見やすい位置に貼り付け、釣り銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。

③ 食品衛生法に基づく営業許可、または道条例に基づく食品販売登録が必要となる自販機の設置については、設置者の責任において手続きを行うこと。

なお、食品衛生に関しては、「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)および「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

④ 給水設備を使用する自販機については、日本水道協会の認証を受けたものを設置すること。

3 加算料

設置者において、各自販機に電気等の使用量を計測するメーター(子メーター)を取り付けるものとし、それにより算出された料金を函館市が定める期日までに函館市が発行する納入通知書により納入すること。

なお、自販機の設置場所に既設の子メーターがある場合には、当該子メーターを使用することができる。

4 売上実績の報告

10月末日および4月末日までに、その前月までの売上実績（月別の販売数および売上金額）を所定の様式により報告すること。

5 費用負担

（1）自販機の設置、維持管理および撤去に係る費用は、設置者において負担すること。

（2）電気等の使用量を計測するための子メーターを設置する費用は、設置者において負担すること。

なお、設置にあたっては、函館市の指示に従うものとする。

6 貸付物件の返還

自販機を撤去する場合は、原状に回復して函館市の指定する日までに返還しなければならない。

7 自販機設置に伴う事故

函館市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

8 商品等の盗難および破損

（1）函館市の責に帰することが明らかな場合を除き、函館市はその責を負わない。

（2）設置者は、商品および自販機が汚損または毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

売上実績報告書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

住 所 (法人にあつては、事務所または、営業所等のサービス拠点の所在地)

氏 名 (法人にあつては、その名称および代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり、令和 年 月分の売上実績を報告します。

記

1. 設置施設

物件番号		施 設 名	
		設置場所	

2. 売上実績 (※内容を証明する書面 (写し可) を添付すること)

品名	価格 (円) [A]	販売本数 (本) [B]	売上実績 (円) [A×B]
計			